

高監委発第2030001号
令和5年10月20日

高山村長 後藤 幸三 様
高山村議会議長 山口 英司 様

高山村監査委員 関 令二郎

高山村監査委員 平形富二夫

令和5年10月監査等の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による監査、審査及び検査を、高山村監査基準に準拠して実施したので、同法の規定により、次のとおり監査、審査及び検査等に関する結果を報告します。

第1. 監査等の概要

(1) 監査等の種類

例月出納検査、財務監査、行政監査

(2) 監査等の対象

- ① 令和5年度9月分の出納及び収入支出関係書類
- ② 歳計現金及び基金の残高照合（令和5年9月末現在）
- ③ 税務会計課所管事務（令和4年度の消耗品及び備品の年間購入実績）

(3) 監査等の実施日

令和5年10月20日

(4) 監査等の方法（着眼点（評価項目）及び実施内容）

監査等の対象となった事項について、事務が法令に適合し正確に行われているかをどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等、通常実施すべき監査等の手続きを実施するとともに、最小の経費で最大の効果を上げているかどうかにも注意を払った。

第2. 監査等の結果

① 令和5年度9月分の出納及び収入支出関係書類

請求書の請求日と支払日に大きな乖離がある支出伝票が見受けられた。これが事務処理の遅れによるものか、請求書の日付を遡ったものかは不明であるが、いずれにしても支払遅延と判断されないよう請求日の確認、または受領印を押印するなど、請求を受けた日を明らかにしておくべきであると考えます。

② 歳計現金及び基金の残高照合（令和5年9月末現在）

指摘事項は認められなかった。

③ 税務会計課所管事務（令和4年度の消耗品及び備品の年間購入実績）

指摘事項は認められなかった。